

広島県告示第六百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成十九年広島県告示第千二百三十四号
	平成二十三年広島県告示第五百二十八号 平成二十三年広島県告示第千五百五十号
所在地	広島県広島市安佐南区上安町、同区広島市安佐南区相田一丁目、同区相田二丁目、同区安東五丁目及び同区安東六丁目地内
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	区域の名称
安東六丁目七（四五五八） 安東六丁目一三（八五八一四）	安東六丁目七（四五五八） 安東六丁目一三（八五八一四）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
土石流	土石流
安川支川（三二一）地区	安川支川（三二一）地区
土石流	土石流
安川支川（三二一隣）地区	安川支川（三二一隣）地区
土石流	土石流
七塚川（三二二）地区	
土石流	
行友川（三三六a）	行友川（三三六a）
土石流	土石流
安川支川（三三六b）	安川支川（三三六b）
土石流	土石流
行友川（三三六c）	行友川（三三六c）
土石流	土石流
安川支川（九七五）地区	安川支川（九七五）地区
土石流	土石流

行友川支川(六一〇八)

土石流

行友川支川(六一〇八)

土石流